

## 議案第16号

新居浜市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市漁港管理条例の一部を改正する条例

新居浜市漁港管理条例（昭和51年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第7条第2項中「危険物」を「危険物等」に改める。

第8条中「漁港区域内」を「漁港の区域内」に改める。

第14条第1項中「採取又は」を「採取若しくは」に、「（以下「採取者等」という）を「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る）」に改め、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

第18条第6号中「第17条第1項」を「前条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、漁港施設等活用事業に係る占用料を徴収するため、

及び法律の題名が改められたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。